保健福祉課 問 子ども家庭係 (138・139)

令和6年度**保育所等の利用申込受付が始まります**

町では、令和6年度の保育所等利用申込みを、次のとおり受け付けます。

受付期間

令和6年1月4日(木)~1月31日(水)(土・日・祝日を除く 8:30~17:15)

- 利用申込に必要な提出書類 ※すべての書類が揃わないと受理できません
 - 1. 施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定申請書兼施設利用申込書(児童1人につき1部)
 - 2. 同意書兼誓約書
 - 3. 子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書(1号で預かり保育を利用される方のみ)
 - 4. 保育を必要とする事由を証明する書類(2・3号の方及び1号で預かり保育を利用される方のみ) 例) 就労証明書・母子手帳の写し・診断書等

書類は役場保健福祉課こども家庭係(③窓口)・野方支所・保育所等に準備してあります。

● 提出先 保育認定(2・3号)…保健福祉課こども家庭係(③窓□)/教育認定(1号)…各認定こども園

●保育を必要とする事由

保育所、認定こども園(保育部分)を利 用できるのは、保護者等が右記の項目の いずれかに該当することにより、児童の 保育ができない場合となります。

- (1) 就労 (2) 妊娠・出産 (3) 保護者の疾病、障がい
- (4) 同居又は長期入院している親族の介護・看護
- (5) 災害復旧 (6) 求職活動 (7) 就学
- (8) 虐待やDVのおそれがあること
- (9) 育児休業取得時に、既に保育を利用している子 どもがいて継続利用が必要であること

●町内の保育所・認定こども園一覧

令和5年12月1日時点

種類			名	称	定員	住	所	電	話	1号(教育	部分)	2・3号(倪	解育部分)	延長保育
保	保 育 所		菱田保育園 40		40	菱田2601		477-0568				7:00 ~ 18:00		
保	育	所	所 中沖保育園 40 菱田3093-2 477-0027 7:00		7:00 ~	18:00	18:00~19:00							
認定	認定こども園			大崎保育園 65		仮宿1862		476-0049		9:00~	13:00	7:00 ~ 18:00		※延長保育を利 用される場合
認定こども園			南光保育園 65		65	仮宿1554-2		476-0025		9:00 ~ 13:00		7:00 ~	18:00	
認定こども園		野方保育園		80	野方6095-38		478-2324		9:00 ~ 13:00		7:00 ~ 18:00		は、別途延長	
認定	認定こども園		大丸保育園 35		35	横瀬2		476-0555		10:00 ~ 14:00		7:00 ~	18:00	保育料金が必
認定こども園			大崎幼稚園 85		85	神領129		476-3455		10:00 ~ 14:00		7:00 ~ 18:00		要になります。

- ★保育所は、就労等のため家庭で保育のできない保護者に代わって、児童を保育する施設です。
- ★認定こども園は、幼稚園と保育園の両方の性質を併せ持った、教育・保育を一体的におこなう施設です。

保育所利用料について

利用料は世帯の町民税所得割額(4月から8月分は前年度の税額、9月から翌年3月分は当年度 の税額)により算定されますが、保護者に代わって大崎町が負担するため、全児童が無償化の対象 となります。

なお、同居の祖父母等がいる場合、祖父母等のうち収入の多い方の税額も合算する場合があります。

●副食費について

保育所、認定こども園に直接支払います。金額は園によって異なります。 年収360万円未満の世帯(実際には町民税所得割で算出)及び第3子以降は免除されます。